

ハイブリッド車を学ぶ

北後志消防組合積丹支署（俵谷支署長・署員17名）は、普及が進むハイブリッド車両の交通事故などに迅速に対応するため、古平支署と合同で札幌トヨペット（株）から講師を招き、ハイブリッド車両の講習会を実施しました。

講習会では、ハイブリッド車両の特徴などの基礎知識のあと、消火・救急・救助活動時の注意点などを学びました。



▲ハイブリッド車講習の様子（5/16）

講習会に参加した23名の消防員は、通常の自動車との違いを一つ一つ確認しながら熱心にメモをとっていました。

俵谷支署長は「普及が進むハイブリッド車両に対する知識の向上や危険個所の再確認が出来ることから、今後の事故発生時にはより安全で迅速・確実な対応が可能となるよう日々の訓練に生かしていきたい。」と話していました。

町内児童も避難訓練

また、同支署では、町内の4つの小学校で火災の避難訓練を行いました。

避難訓練では『お・は・し・も』という言葉を暗記しながら訓練を行っています。

『お・は・し・も』とは「押さない、走らない、しゃべらない、戻らない」の頭文字で避難の際にと



▲日司小学校での避難訓練（5/6）

ても大切なことです。

子どもたちは、『お・は・し・も』を意識しながら、迅速に安全な場所まで避難していました。

避難訓練の後には、消火器を使った模擬消火訓練を行いました。

消火器のしくみや消火の仕方などを消防隊員から教わり、普段あまり使うことのない消火器について学びました。

今回の避難訓練は火災を想定した避難訓練でしたが、地震・津波などの際に避難が必要となります。

災害は忘れた頃に発生します。日々の備えが大切ですので、小さな事から準備をしましょう！

第2回町議会臨時会  
議会ニュース

平成29年第2回町議会臨時会が5月10日に招集され、同日閉会しました。そのあらましについてお知らせします。

法に制度が変わったことに伴い、改正後の農業委員会委員の定数を新たに定めるため、本条例を制定するものです。

議案第4号

積丹町税条例の一部改正について

議案第5号

積丹町国民健康保険税条例の一部改正について

積丹町税条例については、固定資産税の課税標準の特例措置の創設及び軽自動車税のグリーン化特例の延長規定の整備を、国民健康保険税条例については、低所得世帯の税負担軽減措置に係る所得判定基準を拡大するため、それぞれ関係条文規定を整備するものです。

議案第1号  
積丹町固定資産評価委員の選任について

4月1日付け職員人事異動に伴い、新しく固定資産評価員を選任することについて、同意を求めます。

議案第2号  
工事請負契約の締結について

田村 貴史  
(同意)

議案第2号

平成29年度積丹町多茂木団地建設工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものです。

議案第6号

積丹町一般会計補正予算（第1号）

橋梁長寿命化修繕事業費や電気自動車車庫設置工事費など歳入歳出予算の総額にそれぞれ

2,560万1千円を追加し、

28億1,552万2千円にする

ものです

（議案第2号）議案第6号

までいずれも原案可決

議案第3号  
積丹町農業委員会の委員定数条例の制定について

法改正により、農業委員の選出方法が公選制から、市町村長が議会の同意を得て任命する方

# IP告知端末機から「弾道ミサイル情報」など自動で放送!

(全国瞬時警報システム(Jアラート)をご存じですか?)



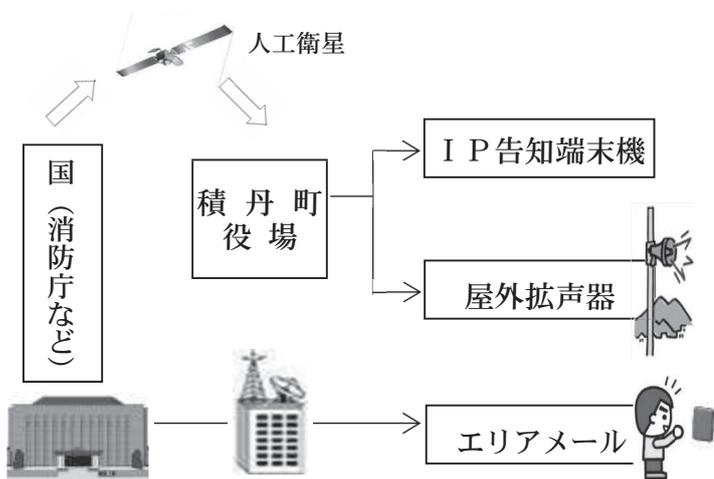
## ●全国瞬時警報システム(Jアラート)とは

弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する11の情報を、国(内閣官房・気象庁から消防庁を經由)から送信し、町のIP告知端末機や屋外拡声器等を自動で起動することにより、**国からの緊急情報を国民に瞬時に伝達するシステム**です。

このため、各家庭に設置しているIP告知端末機が、使用できる状態にあるかどうか、常に確認をお願いします。

## ●Jアラートのシステム構成図

弾道ミサイル情報などの国民の保護に関する情報と、大津波警報などの自然災害の発生等に関する情報が、下記の流れで伝達されます。



※エリアメール～町内にいる携帯電話利用者に一斉に配信されます。一部の携帯電話では、設定が必要なのがありますのでご確認ください。

## ●弾道ミサイル情報について

新聞やテレビでミサイル落下の危険性が報道されていますが、ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、**特別なサイレン音**がIP告知端末機などから放送されます。(日本の領土・領海に落下する可能性がないと判断された場合は、放送されません。)

**特別なサイレン音とメッセージが放送されたら、直ちに、下記の行動をとってください!**

屋外にいる場合	・近くのできるだけ頑丈な建物に避難する。
	・近くに適当な建物がない場合、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
屋内にいる場合	・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

## 公表

### 積丹町教育委員会職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、積丹町教育委員会職員の懲戒処分を次のとおり行いましたので公表します

#### 1. 事案の概要

被処分者は、平成29年4月23日(日)19時頃、勤務終了後、私用で運転する自家用車で余市町から積丹町へ帰宅途中、余市町富沢6丁目の国道229号を積丹方面に走行中、進行方向前方左側から車道を横断中の歩行者と衝突し、死亡させた。

#### 2. 懲戒分者

積丹町教育委員会生涯学習課 臨時職員 50代

#### 3. 処分年月日 平成29年5月16日

#### 4. 処分内容 停職2月間

## 後志広域連合からのお知らせ

平成28年12月31日現在、65歳以上の方(要介護認定を受けている方を除く)を対象に、皆さんの介護予防に役立てることを目的として、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行っています。

対象者には、調査票を郵送していますので、**6月20日(火)までに投函**をお願いします。

### 【問合わせ先】

後志広域連合介護保険課  
TEL 0136-55-8013  
役場住民福祉課  
TEL 44-2113